

東北公益文科大学大学院学則

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 東北公益文科大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法及び学校教育法に則り、公益に関する理論及び実践応用の教授・研究を行い、高い専門性を要する職業等に必要な高度の知識・能力を持った人材、及び公益研究の発展を担う研究者を養成し、もって公益と経済が調和した国際社会の発展と学術文化の向上に貢献することを目的とする。

第2節 自己評価等

第2条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、本大学院の教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行いその結果を公表するとともに、積極的に情報を提供する。

2 前項の点検、評価、結果の公表及び情報の提供に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 組織

(研究科、専攻及び学生定員)

第3条 本大学院に、公益学研究科を置く。

2 前項の研究科に置く専攻及び学生（第39条から第41条に掲げる者を除く。）の定員は、次のとおりとする。

公益学研究科 公益学専攻 入学定員 30人 収容定員 60人

公益学研究科 公益学研究専攻 入学定員 4人 収容定員 12人

(課程)

第4条 前条の研究科における課程は、公益学専攻を修士課程とし、公益学研究専攻を博士後期課程とする。

第4節 職員組織

(職員)

第5条 本大学院に、教授、准教授、講師、事務職員その他必要な職員を置く。

- 2 本大学院に、客員教授及び特任教授を置くことができる。
- 3 客員教授及び特任教授に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科長)

第6条 本大学院の研究科に研究科長を置く。

2 研究科長の任期及び選考については、別に定める。

第5節 研究科教授会

(研究科教授会)

第7条 研究科に、研究科教授会を置く。

(研究科教授会の構成)

第7条の2 研究科教授会は、東北公益文科大学大学院研究指導教員等審査規程第2条第1項の第1号

から第4号に規定する教員で組織する。

(研究科教授会の招集)

第7条の3 研究科長は、研究科教授会を招集し、その議長となる。ただし、研究科長に事故があるときは、あらかじめ研究科長が指名した教授が議長となる。

2 研究科長は、研究科教授会の構成員の3分の1以上から付議すべき事項を示し、開催の要求があった場合には、要求のあった日から10日以内に研究科教授会を招集しなければならない。

(研究科教授会の開催)

第7条の4 研究科教授会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(研究科教授会の審議事項)

第7条の5 研究科教授会は次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、課程の修了に関すること

(2) 学位の授与に関すること

(3) 教育課程の編成に関すること

(4) 教員の教育研究業績の審査基準に関すること

(5) その他教育研究に関する重要事項で、研究科教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 研究科教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し、及び学長又は研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(委員会の設置)

第7条の6 研究科教授会の下に、必要に応じ研究科教授会の運営に関する委員会を置くことができる。

2 前項の委員会の構成、所掌事務等は別に定める。

第2章 研究科通則

第1節 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第8条 学年、学期及び休業日については、東北公益文科大学学則の規定を準用する。

第2節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第9条 修士課程の標準修業年限は2年とし、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

(長期履修生)

第10条 職業を有している等の事情により、修士課程の標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する者(以下「長期履修生」という。)の修業年限は、3年又は4年とする。

2 長期履修生に関する事項は別に定める。

(在学年限)

第11条 学生は、修士課程に4年、博士後期課程に6年を超えて在学できない。ただし、第17条1項の規定により入学した学生は、第17条第2項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて、在学することができない。

第3節 入学

(入学の時期)

第 12 条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、再入学及び学長が特別な事由があるとして許可したものについては、学期の初めとすることができる。

(入学資格)

第 13 条 本大学院修士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
 - (4) 学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 6 号の規定により文部科学大臣の指定した者
 - (5) 大学に 3 年以上在学し、又は外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、本大学院が、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者
 - (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達した者
 - (7) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- 2 本大学院博士後期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 学校教育法第 104 条第 1 項又は第 4 項第 2 号の規定により修士の学位を授与された者
 - (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 文部科学大臣の指定した者
 - (4) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24 歳に達したもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認める者

(入学の出願)

第 14 条 本大学院への入学を志願するものは、所定の期日までに入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第 15 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第 16 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、宣誓書、身元保証書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(転入学及び再入学)

第 17 条 本大学院への転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科教授会の意見を聴き、学長が決定する。

第 4 節 教育課程及び履修方法

(授業及び研究指導)

第 18 条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(授業科目の名称及び単位数等)

第 19 条 授業科目の名称及び単位数は、別表のとおりとする。

2 授業科目の履修の方法その他必要な事項については、別に定める。

(研究指導)

第 20 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院が定める他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1 年を超えないものとする。

(単位の計算方法)

第 21 条 各授業科目の対する単位の計算方法は、次のとおりとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間の範囲の授業をもって 1 単位とする。

(授業期間)

第 22 条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

(単位の授与)

第 23 条 授業科目を履修し、その試験に合格したものは、その授業科目の修得を認定し、所定の単位を与えるものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第 24 条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10 単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 25 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなす単位数は、転入学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、前条により修得したものとみなす単位数と合わせて 10 単位を超えない範囲で修了の要件となる単位として認定することができる。

(成績の評価)

第 26 条 授業科目の試験の評価は、優、良、可又は不可の 4 種の評語をもって表し、優、良又は可を合格とする。

2 前項のほか、特別の必要があるときは、その他の評語をもって合格を表すことができる。

第5節 休学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第27条 疾病その他特別の理由により2ヶ月以上修学することができない者は、その理由及び期間を明らかにして学長に届け出なければならない。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でない認められる者に対し、研究科教授会の意見を聴き、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第28条 休学の期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の理由がある場合は、学長に届け出て延長することができる。ただし、引き続き休学する期間は、最初の休学許可日から2年限りとする。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、第11条の在学期間には算入しない。

(復学)

第29条 休学期間中にその理由が消滅したときは、復学を申し出ることができる。なお、疾病のために休学していた者は、医師の作成した診断書を添付しなければならない。

2 前項の復学の申出があった場合は、学長は研究科教授会の意見を聴き、復学を認めるか否かを決するものとする。

(転学)

第30条 他の大学院への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長に届け出なければならない。

(留学)

第31条 外国の大学院に留学することを志願するものは、学長に届け出なければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第34条に定める在学期間を含めることができる。

3 第1項の許可を得て外国の大学院へ留学する場合は、第24条の規定を準用する。

4 留学に関し必要な事項は別に定める。

(退学)

第32条 退学しようとする者は、学長に届け出なければならない。

(除籍)

第33条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者については除籍するものとする。ただし、第4号に該当する場合は、研究科教授会の意見を聴くものとする。

(1) 授業料等の納入を怠り、督促してもなお納入しない者

(2) 第11条に定める在学年限を超えた者

(3) 第28条の第2項に定める休学の期間を超えてなお復学できない者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

第6節 課程の修了及び学位

(修了)

第34条 学長は、修士課程にあっては、本大学院に2年間以上在学するとともに、30単位以上修得し、

かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う修士論文の審査及び試験に合格したものに対し、研究科教授会の意見を聴き、修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたものについては、本大学院修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合において、個別の研究課題に応じ適当と認められるときは、その研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。
- 3 学長は、博士後期課程にあつては、本大学院に3年間以上在学するとともに、16単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格したものに対し、研究科教授会の意見を聴き、修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたものについては、本大学院博士後期課程に2年以上在学すれば足りるものとする。

(学位論文の審査及び試験)

第35条 学位論文の審査及び試験は、提出された論文又は研究成果を中心とし、それに関連ある科目について筆記試験若しくは口頭試問により行う。

- 2 学位論文の審査及び試験の可否は、研究科教授会が判定する。
- 3 前2項に定めるほか、学位の審査に関し必要な事項は別に定める。

(学位)

第36条 学長は、本大学院公益学研究科の修士課程を修了した者に対し、修士(公益学)の学位を授与する。

- 2 学長は、本大学院公益学研究科の博士後期課程を修了した者に対し、博士((公益学)又は(学術))の学位を授与する。
- 3 前項にかかわらず、学長は、本学大学院の博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認された者に対し、博士((公益学)又は(学術))の学位を授与することができる。
- 4 学位の授与及び前項の審査等に関し必要な事項は、別に定める。

第7節 賞 罰

(表彰)

第37条 学長は、学生として表彰に値する行為があつた者に対し、研究科教授会の意見を聴き表彰することができる。

(懲戒)

第38条 学長は、本大学院の規則に違反し、又は学生としての本文に反する行為をした者に対し、研究科教授会の意見を聴き懲戒するものとする。

- 2 前項の規定する懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由なくて出席が常でない者
 - (4) 本大学院の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反した者
- 4 懲戒の手續に関し必要な事項は、別に定める。

第8節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第 39 条 学長は、本大学院において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、当該研究科の教育研究に支障のない範囲において、別に定めるところにより選考のうえ、研究科教授会の意見を聴き研究生として入学を許可することができる。

2 研究生を志願することのできる者は、修士以上の学位を有する者又は本大学院がこれと同等以上の学力があると認めた者とする。

3 研究の期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を延長することができる。

(聴講生・科目等履修生)

第 40 条 学長は、本大学院において特定の授業科目を聴講又は履修することを志願する者があるときは、当該研究科の教育に支障のない範囲において、別に定めるところにより選考のうえ、研究科教授会の意見を聴き聴講生又は科目等履修生として入学を許可することができる。

2 聴講生又は科目等履修生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又は本大学院がこれと同等以上の学力があると認めた者とする。

3 科目等履修生に対する単位の授与については、第 23 条及び第 26 条の規定を準用する。

(特別聴講学生)

第 41 条 学長は、他の大学院の学生で、本大学院において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第 42 条 学長は、外国人で大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生の入学手続き等については第 14 条から第 16 条までを準用する。

3 前項で入学許可を得た外国人留学生に対しては、第 19 条に掲げるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

(研究生等に関する規定)

第 43 条 この節に規定するもののほか、研究生、聴講生・科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第 9 節 入学検定料、入学金、授業料及び施設整備費

(入学検定料、入学金、授業料及び施設整備費)

第 44 条 入学検定料、入学金、授業料及び施設整備費の額は次のとおりとする。

種 別	金 額	備 考
入学検定料	30,000円	入学検定時に本学公益学部及び公益学研究科修士課程に在籍する者は免除
入学金	200,000円	本学公益学部卒業者及び公益学研究科修士課程修了者は免除
	100,000円	自治体、企業等からの派遣入学者

授業料	500,000円	年額
施設整備費	100,000円	年額

- 2 博士後期課程に標準修業年限以上在学し、かつ所定の単位を修得した者が、博士の学位の取得を目的として、所定の修業年限を越えて在学する場合の授業料は、前項にかかわらず、250,000円とする。
- 3 博士後期課程に標準修業年限以上在学し、かつ所定の単位を修得して退学した者が、退学前に博士後期課程に在学した年数と合わせて6年を超えない期間内（以下〔当該期間内〕という。）に、博士の学位の取得を目的に再入学した場合は、前1項にかかわらず、入学金を免除し、当該期間内の授業料を250,000円とする。

（授業料等の納期）

第45条 授業料等の納入は、各年度に係る授業料等について春学期及び秋学期の2期に区分して行うものとし、それぞれの期において納入する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

- 2 授業料等の納期は、春学期分にあつては4月26日まで、秋学期分にあつては10月26日までに納入しなければならない。
- 3 新たに入学手続きを行うものにあつては、前項の規定にかかわらず、指定する期日までに入学金並びに入学する学期分の授業料及び施設整備費を納入しなければならない。

（復学の場合の授業料等）

第46条 春学期又は秋学期の中途において復学した者の授業料等の額は、授業料等の年額の12分の1に相当する額に復学の日の属する月から当該学期末までの月数を乗じた額とし、これを復学した日の属する月に納入しなければならない。

（学年の途中で修了する場合の授業料等）

第47条 学年の途中で修了する者は、修了する当該学期までの授業料等を納入するものとする。

（休学、退学、転学、除籍及び停学）

第48条 春学期又は秋学期の中途において休学、退学、転学及び除籍された者から徴収する当該学期分の授業料等の額は、その全額とする。ただし、休学が春学期又は秋学期の全期間にわたるときは、その学期分の授業料等は徴収しない。

- 2 停学期間中の授業料等は、納入しなければならない。

（授業料等の減免等）

第49条 経済的理由により授業料等の納入が困難と認められる者、その他特別の理由があると認められる者に対しては、授業料等の全部または一部を免除し、又は授業料等を分割して納入させることができる。

- 2 授業料等の減免及び授業料等の分割納入に関し必要な事項は、別に定める。

（研究生等の入学検定料等）

第50条 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生の入学検定料、入学金、研究料、聴講料及び施設整備費については、別に定める。

（研究生等の入学料等の納入）

第 51 条 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生の入学金、研究料、聴講料及び施設整備費は、入学の手続きを行うときに納入しなければならない。ただし、研究期間の更新を許可された研究生に係る研究料及び施設整備費は、当該許可された日から 10 日以内に納入しなければならない。

2 入学検定料は、入学の願書を提出するときに納入しなければならない。

(入学を辞退する場合の授業料及び施設整備費)

第 52 条 入学手続完了後入学を辞退する者で、本学が指定した期日までに納付金返還の申請をした者があるときは、授業料及び施設整備費を還付する。

第 10 節 公開講座

(公開講座の開設)

第 53 条 本大学院に公開講座を設けることができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第 3 章 改正

(改正)

第 54 条 本大学院学則の改正は、研究科教授会の意見を聴き、理事会が行う。

附 則

- 1 この学則は、本大学院に対する文部科学大臣の認可の日（平成 16 年 11 月 30 日）から施行する。
- 2 平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間における入学定員及び収容定員の数は、第 3 条の規定にかかわらず、入学定員 30 人及び収容定員 30 人とする。

附 則（平成 18 年 5 月 29 日）

- 1 この改正後の学則は、本大学院博士後期課程に対する文部科学大臣の認可の日（平成 18 年 11 月 30 日）から施行する。（※博士後期課程設置に伴う変更、及び教員組織の変更）
- 2 公益学研究専攻の入学定員及び収容定員の数は、第 3 条の規定にかかわらず、平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間は、入学定員 4 人及び収容定員 4 人とし、平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間は、入学定員 4 人及び収容定員 8 人とする。

附 則（平成 19 年 3 月 24 日改正）

- 1 この改正後の学則は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。（※カリキュラム改定に伴う第 19 条別表の変更）

附 則（平成 20 年 3 月 21 日改正）

- 1 この改正後の学則は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。（※授業科目の一部変更、聴講生の追加）

附 則（平成 20 年 8 月 28 日改正）

- 1 この改正後の学則は、平成 20 年 8 月 28 日より施行する。（※入学検定料の一部変更）

附 則（平成 21 年 3 月 19 日改正）

- 1 この改正後の学則は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。（※第 13 条及び第 19 条別表の変更）

附 則（平成 22 年 3 月 15 日改正）

- 1 この改正後の学則は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。（※第 19 条及び第 36 条別表の変更）

附 則（平成 23 年 3 月 25 日改正）

- 1 この改正後の学則は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。(※第 12 条及び第 19 条別表の変更)
附 則 (平成 24 年 3 月 28 日改正)
- 1 この改正後の学則は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。(※第 19 条別表の変更)
附 則 (平成 25 年 5 月 28 日改正)
- 1 この改正後の学則は、平成 25 年 6 月 1 日より施行する。(※第 56 条の変更)
附 則 (平成 26 年 3 月 28 日改正)
- 1 この改正後の学則は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。(※第 19 条関係別表等の改定)
附 則 (平成27年3月25日改正)
- 1 この改正後の学則は、平成27年4月1日より施行する。(※学校教育法及び学校教育法施行規則の改正に伴う改定)
- 2 東北公益文科大学大学院研究科教授会規程 (平成 17 年 3 月 18 日制定) は廃止する。
附 則 (平成28年3月29日改正)
- 1 この改正後の学則は、平成28年4月1日より施行する。(※学期名称の変更及びメディアを利用して授業を行う科目の指定に伴う改定)